

## 就労証明書の記載要領

### ◆証明書を発行する事業者又は民生・児童委員に関する項目

項目	留意事項
証明日	証明日（証明書発行日）を記載します。年は西暦で記載します。
事業所名	証明書を発行する事業者の名称（法人名）を記載します。 個人事業主の場合、事業者の名称を記載してください。
代表者名	代表者（法人の代表者や個人事業主）の氏名を記載します。
所在地	証明書を発行する事業所の住所を記載します。
電話番号	証明書を発行する事業所の電話番号を記載します。
担当者名／記載者連絡先	当該証明書について、自治体からの事務的な連絡を受ける担当者・電話番号を記載します。

### ◆就労先事業者に関する事項

項目	留意事項
No.1 業種	該当する業種・職種の項目にチェック☑をします。

### ◆就労者に関する項目

項目	留意事項
No.2 本人氏名・生年月日	本人の氏名（フリガナ）、生年月日を記載します。年は西暦で記載します。

### ◆就労状態等に関する事項

項目	留意事項
No.3 雇用（予定）期間等	無期または有期のいずれかにチェック☑をします。 無期の場合は雇用開始日のみ記載し、有期の場合はその期間まで記載してください。
No.4 本人就労先事業所	◇右上欄に記載の事業所名や住所と、本人が実際に働いている事業所名や住所が異なる場合、本人が実際に働いている事業所名及び住所を記載します。 ◇就労先がない場合には、自宅など就労中に本人が主として存在している場所を記載します。
No.5 雇用の形態	◇雇用の形態について、該当する項目にチェック☑をします。 ◇自営業の場合は次のいずれかのうち、該当する項目にチェック☑をします。 ・自営業主（個人事業主、経営者、代表者等） ・自営業専従者 ・家族従業者（自営業主と親族関係にある者で自営業主の営む事業に無給で従事している者） ◇項目のいずれにも該当しない非常勤の場合は、非常勤・臨時職員にチェック☑をします。

項目	留意事項
No.6 就労時間 (固定就労の場合)	<p>◇通常の就労日について、該当する曜日にチェック☑をします。</p> <p>◇就労の合計時間（月間）について記載します。            ※ 雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間ではありません。            ※ 雇用契約上、週当たりの就労時間が定められている場合、4を乗じた時間を記載します。            ※ 雇用契約上、年当たりの就労時間が定められている場合、12で除した時間を記載します。            ※ 雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。            ※ 休憩時間は含めます。但し、就業規則等で定められている休憩に限りです。            ※ 就業規則等で定められている休憩時間の、月間の合計時間数を記載します。            ※ 育児短時間勤務制度を利用中の場合、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載します。</p> <p>◇一月当たり、一週当たりの就労日数について記載します。            ※ 雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数ではありません。            ※ 月当たりの就労日数が定められている場合、週当たりの就労日数欄には4で除した日数を記載します。            ※ 週当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には4を乗じた日数を記載します。            ※ 年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12で除した日数、週当たりの就労日数欄には48で除した日数を記載してください。</p> <p>◇就労時間帯は、24時間表記とします。            夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅で記載します。            例えば、22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」と記載します。</p> <p>◇平日、土曜、日祝毎に就労時間時間帯を記載します。            休憩時間は含めます。但し、就業規則等で定められている休憩に限りです。</p> <p>◇上記の時間帯における就業規則等で定められている休憩時間数（分）を記載します。</p>
No.6 就労時間 (変則就労の場合)	<p>◇日々の就労時間が定められていない者について、雇用契約に基づく就労時間を記載します。</p> <p>◇月間又は週間の就労時間（合計）について記載します。            ※ 雇用契約に基づく就労時間であり、実際に就労した時間ではありません。            ※ 1日当たりの就労時間が定められている場合、5を乗じた週の就労時間を記載します。            ※ 週間の労働時間を記載いただいた場合、当該時間に4を乗じた時間数を月の就労時間とみなします。            ※ 雇用契約上の就労時間であるため、残業時間は除いてください。            ※ 休憩時間は含めてください。但し、就業規則等で定められている休憩に限りです。            ※ 就業規則等で定められている休憩時間の、月間または週間の合計時間数について記載します。            ※ 育児短時間勤務制度を利用中の場合、制度利用前の就業規則上の就労時間数を記載します。</p> <p>◇一月当たり又は一週当たりの就労日数について記載します。            ※ 雇用契約に基づく就労日数であり、実際に就労した日数ではありません。            ※ 年当たりの就労日数が定められている場合、月当たりの就労日数欄には12で除した日数、週当たりの就労日数欄には48で除した日数を記載します。</p> <p>◇就労時間帯は、24時間表記とします。            夜間勤務など日をまたぐ場合には、0時～29時の幅で記載します。            例えば、22時から翌朝5時まで就労する場合は「22時00分～29時00分」と記載します。</p> <p>◇主な就労時間帯・シフト時間帯について、最も可能性の高い時間帯を記載します。            コアタイム等の定めがない場合も、想定される最も標準的な時間帯を記載します。</p> <p>◇シフト勤務の場合、シフト表の追加提出等を求める場合がありますのでご了承ください。</p>
No.7 就労実績	<p>◇直近3か月の1か月当たりの就労日数、就労時間数について記載します。</p> <p>◇育児休業等により直近3ヶ月において就労実績がない場合は、育児休業等取得前（産休・育休等取得月を除いた）の就労実績を記載してください。新規採用等で就労実績がない場合は今後の就労見込みを記載します。</p> <p>※ 新しい年・月から記載してください（例：〇〇年6月、〇〇年5月、〇〇年4月）            ※ 有給休暇の取得日は就労日数に含めます。            ※ 残業時間は就労時間数に含めます。            ※ 休憩時間は就労時間数に含めます。但し、就業規則等で定められている休憩時間に限りです。            ※ 育児短時間勤務制度等を利用している場合は、それらの制度を利用した勤務実績（実際に当該月に勤務した実績）を記載します。</p>

No.8 産前・産後休業の取得 (取得予定を含む)	産前・産後休業の取得について、該当にチェック☑をします。 法令上の産前・産後休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づいた休業も含まれます。 終了日が確定していない場合でも、終了予定日を記載するようにしてください。
No.9 育児休業の取得 (取得予定を含む)	育児休業の取得について、該当にチェック☑をします。 法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づいた休業も含まれます。 終了日が確定していない場合でも、終了予定日を記載するようにしてください。
No.10 産休・育休以外の休業の取得 (取得予定を含む)	産休・育休以外の休業の取得について、該当にチェック☑をします。 法令上の休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づいた休業も含まれます。 終了日が確定していない場合でも、終了予定日を記載するようにしてください。
No.11 復職(予定)年月日	証明書の発行事業所において、取得中又は取得予定の育児休業等から復職する予定がある場合は、 該当にチェック☑をして復職予定年月日を記載します。
No.12 育児のための 短時間勤務制度利用有無 (取得予定を含む)	◇育児のための短時間勤務制度により、 No.6の「就労時間」より短い就労時間(時短勤務)を利用又は利用を予定している場合は、 該当にチェック☑をします。  ◇当該短時間勤務制度の利用(予定)期間、及び制度利用時の主な就労時間帯を記載します。  ◇No.6には短時間勤務制度「利用前」の就労時間帯、 No.12には短時間勤務制度「利用後」の就労時間帯を記載することとなります。

◆その他の項目

項目	留意事項
No.13 保育士等としての 勤務実態の有無	保育士、幼稚園教諭、保育教諭としての勤務実態の有無について、 該当にチェック☑をします。
No.14 備考欄	◇No.6の「就労時間帯」について出退勤時間の特例があるなど別途の拘束時間が 生じている場合、この欄に記載してください。 出勤時間の特例 …就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等  ◇No.9の「育児休業」、No.10「産休・育休以外の休業の取得」の追加記載が必要な場合、 この欄に記載してください。  ◇その他特記事項があれば、この欄に記載してください。